

4. 施設サービスの再構築

(1) 地域生活を支える拠点としての施設整備

障害のある人の意向を尊重し、施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活の技能を高めることを目指し、「障害者基本計画」に基づき、施設等から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活を支える拠点として、施設の専門的機能を地域に開放する「地域化」を進めることとしている。

このため、グループホームを計画的に整備するなど、障害のある人の地域移行を促進する一方、障害のある人が利用する施設については、地域の重要な資源として位置づけ、積極的にその活用を図ることとしている。

(2) 施設の地域利用

施設に対しては、従来のように、入所者を対象にするだけでなく、施設が蓄えてきた知識や経験を活用し、あるいは施設の持っている様々な機能を地域で生活している障害のある人が利用できるように、支援を行うことが求められており、今後、障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源として位置づけ、その活用を図ることが重要であり、こうした取組の一層の充実を図ることとしている。

5. スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) スポーツの振興

ア 障害者スポーツに関する事業の移管

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法において、障害のある人の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられた。また、パラリンピック競技大会をはじめ、近年、障害者スポーツにおける競技性の向上



障害のある人とない人のスポーツ・レクリエーション交流事業の様子

は目覚ましく、障害者スポーツに関する施策を、福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっている。

これらを踏まえ、平成26年度より、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会への補助や全国障害者スポーツ大会開催事業といったスポーツ振興の観点が強い障害者スポーツに関する事業を厚生労働省から文部科学省に移管し、文部科学省において、障害者スポーツの競技力向上と裾野の拡大の両面から、障害者スポーツの推進に取り組んでいる。

なお、障害のある人のリハビリテーションの一環として行う事業については、引き続き厚生労働省において実施している。

イ 障害者スポーツの裾野の拡大

平成25年度の文部科学省委託調査によると、障害のある人（成人）の週1回以上のスポーツ・レクリエーション実施率は18.2%（成人一般の実施率は47.5%（平成24年度文部科学省調査））にとどまっており、地域における障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要がある。

具体的には、文部科学省において、平成24年度から3年間、障害のある人とない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進のための実践研究や障害者スポーツに関するニーズ等の実施把握を実施した。

加えて、平成26年度は、障害のある人がスポーツに参加する際の安全確保に関する調査研究を実施した。また、我が国の障害者スポーツの普及・振興を図る統括団体である日本障がい者スポーツ協会に対する補助を通じて、障害者スポーツの普及・啓発や障害者スポーツ指導者の養成・確保・活用等を進めている。

平成26年11月には、障害者スポーツの全国的な祭典である第14回全国障害者スポーツ大会を長崎県で開催し、約5,500名の選手・監督等が参加した。

ウ 障害者スポーツの競技力向上

平成26年度より、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業が厚生労働省から文部科学省に移管されたことを受け、オリンピック・パラリンピックの選手強化を文部科学省において一体的に実施することとなった。このため文部科学省においては、従来オリンピック競技のみを対象としていた事業について、パラリンピック競技も対象とするなど、パラリンピック選手の強化に取り組んでいる。

具体的には、日本パラリンピック委員会（JPC）への補助を通じて強化合宿や国際競技大会へのナショナルチームの派遣等を支援した。なお、平成27年度からは、より戦略的な選手強化の実施に向けて、従来のJPCへの補助事業を見直し、オリンピックの選手強化と同様に日本スポーツ振興センター（JSC）に資金を一元化するとともに、JPCとも連携して選手強化費の配分を行うこととしている。

また、パラリンピック競技大会でメダル獲得が期待される競技をターゲットとしてアスリート支援や研究開発等の多方面からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するマルチサポート事業を、平成26年度はパラリンピック競技を対象にトライアル実施するなど、障害者アスリートへの支援を行った。

更に、パラリンピックで活躍が期待できる選手の発掘事業についても、平成26年度よりJPCへの補助を通じて行った。

加えて、オリンピック競技とパラリンピック競技の強化・研究活動拠点の機能強化やその在り方について検討するため文部科学省に開催された有識者会議にて、平成27年1月に「最終報告」が取りまとめられ、トップレベル競技者が同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行う拠点であるナショナルトレーニングセンター（NTC）や、スポーツ医・科学の中核機関である国立スポーツ科学センター（JISS）のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化及びNTCの拡充整備等について提言された。これを受け、文部科学省においては、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進めている。